

## 改正の概要

### 山口市建設コンサルタント業務等約款（No.73） （単年度用・単債用）

#### ●第3条の2第2項・第33条第2項・第34条第2項

保証事業会社（西日本建設業保証(株)等）の保証証書について、受注者が希望すれば電子化された保証契約及び証書発行が可能となっており、本市においても電子化された証書（電子保証）の提出でも可となるよう、約款にその旨を追加するもの。

#### ●第41条第10号

暴力団等の排除規定について、山口市建設工事標準請負契約約款の改正に準じた改正をするもの。

#### ●第47条の2

破産その他の事由で契約解除等による違約金等の自働債権が発生した際、請負代金請求権等の受働債権との相殺ができる旨を規定するもの。

#### ●第56条

第2条において書面主義を規定しているが、電子契約導入や各種書類のメール送受信の容認に伴い、この度、改めて契約約款にその旨を明記するもの。

#### ●適用期日

令和5年4月1日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼をする業務から適用する。

○山口市建設コンサルタント業務等約款

新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条 略 (契約の保証)</p> <p>第3条の2 略</p> <p><b><u>2</u></b> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p><b><u>3</u></b> <b><u>第1項</u></b>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<b><u>第6項</u></b>において「保証の額」という。）は、委託料の額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><b><u>4～7</u></b> 略</p> <p>第4条～第32条 略 (前払金)</p> <p>第33条 略</p> <p><b><u>2</u></b> 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p><b><u>3</u></b> 発注者は、<b><u>第1項</u></b>の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><b><u>4～5</u></b> 略（※単償用は第9項までであるので「<b><u>4～9</u></b> 略」となる。）</p>	<p>第1条～第3条 略 (契約の保証)</p> <p>第3条の2 略</p> <p><b><u>2</u></b> <b><u>前項</u></b>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<b><u>第5項</u></b>において「保証の額」という。）は、委託料の額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><b><u>3～6</u></b> 略</p> <p>第4条～第32条 略 (前払金)</p> <p>第33条 略</p> <p><b><u>2</u></b> 発注者は、<b><u>前項</u></b>の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p><b><u>3～4</u></b> 略（※単償用は第8項までであるので「<b><u>3～8</u></b> 略」となる。）</p>

(前払金保証契約の変更)

第34条 略

**2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。**

**3** 略

第35条～第40条 略

(発注者の催告によらない解除権)

第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(9) 略

(10)受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者**その他経営に実質的に関与している者**を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は  
常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者**その他**  
**経営に実質的に関与している者**をいう。以下この号において同じ。)が、**暴力団又は暴力団員**であると認められるとき。

**ロ 役員等が**、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど**して**  
**いる**と認められるとき。

**ハ** 略

**ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利**  
**用するなどしていると認められるとき。**

(前払金保証契約の変更)

第34条 略

**2** 略

第35条～第40条 略

(発注者の催告によらない解除権)

第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(9) 略

(10)受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者\_\_\_\_\_を、受注者が法人である場合にはその役員**又は**その支店**若しく**  
**は**常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者\_\_\_\_\_をいう。以下この号において同じ。)が\_\_\_\_\_暴力団員であると認められるとき。

**ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。**

**ハ 役員等が**、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど**した**  
\_\_\_\_\_と認められるとき。

**ニ** 略

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ・ト 略

第41条の2～第47条

(相殺)

第47条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、委託料請求権及びその他債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

第48条～第55条

(情報通信の技術を利用する方法)

第56条 契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、各種法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

ホ 役員等が 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ・ト 略

第41条の2～第47条

第48条～第55条

適用期日：令和5年4月1日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼をする建設コンサルタント業務等から適用する。